

ばい煙測定対象施設

令別表	施設名称	規模要件	排出基準設定状況			
			硫黄酸化物	ばいじん	有害物質 窒素酸化物	左記以外
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	電熱面積が10㎡以上又はバーナーの燃料焼却能力が重油換算で50L/時以上であること	○	○	○	
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上又はバーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/時以上であること	○	○	○	
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅結炉(番号14を除く)	原料の使用量が1t/時以上であること	○	○	○	
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉及び平炉(番号14を除く)		○	○	○	
5	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉及び番号14、24~26を除く)	火格子面積が1㎡以上、羽口面断面積が0.5㎡以上、バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/時以上又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	○	
6	金属の鋳造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		○	○	○	
7	石油製品、石油化学製品又はコールドール製品製造の用に供する加熱炉		○	○	○	
8	石油精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上であること。	○	○	○	
8の2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で6L/時以上	○	○	○	
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	火格子面積が1㎡以上、バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/時以上又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること	○	○	○	Cd,Pb F, HF SiF <sub>4</sub>
10	無機化学工業製品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直結炉(番号26を除く)		○	○	○	
11	乾燥炉(番号14、23を除く)		○	○	○	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1000kVA以上であること	○	○		
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が200kg/時以上であること	○	○	○	HCl
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼結炉を含む)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時、火格子面積が0.5㎡以上、羽口面断面積が0.2㎡以上又はバーナーの燃料燃焼能力が重油換算で20L/時以上であること	○	○	△	Cd Pb
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上であること				Cd
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が50kg/時以上であること				Cl HCl
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽					Cl HCl
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で3L/時以上であること	○	○	○	Cl HCl
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、第3項及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が50kg/時以上であること				Cl HCl
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電気容量が30kVA以上であること		○		F, HF,
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上、バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/時以上又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること	○	○	△	F, HF, SiF <sub>4</sub>
22	弗酸の製造の用に供する濃縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く)	電熱面積が10㎡以上又はポンプの動力が1kW以上であること				F, HF, SiF <sub>4</sub>
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時、火格子面積が1㎡以上又はバーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/時以上であること	○	○	△	F, HF, SiF <sub>4</sub>
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管板、若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で10L/時以上又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること	○	○	○	Pb
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で、4L/時以上であること	○	○	○	Pb
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上、バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で4L/時以上又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること	○	△	△	Pb
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成、漂白又は濃縮する能力が100kg/時以上であること			○	
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上であること	○	○	○	
29	ガスタービン		△	△	△	
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算で50L/時であること	△	△	△	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算で35L/時以上であること	△	△	△	
32	ガソリン機関		△	△	△	